

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第5号

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成11年静岡県規則第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する<u>指定居宅サービス事業者、介護保険施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設を含む。）及び指定介護予防サービス事業者の指定等</u>に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（指定又は許可の申請の様式）</u></p> <p>第2条 <u>法第70条第1項、第86条第1項若しくは第115条の2第1項の指定又は法第94条第1項若しくは第107条第1項の許可の申請は、様式第1号による指定（許可）申請書によるものとする。</u></p> <p><u>（指定の更新又は許可の更新の申請の様式）</u></p> <p>第2条の2 <u>法第70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）若しくは第86条の2第1項若しくは旧法第107条の2第1</u></p>	<p><u>介護サービス事業者の業務管理体制の整備等の届出に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する<u>介護サービス事業者の業務管理体制の整備等の届出</u>に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>

項の指定の更新又は法第94条の2第1項若しくは第108条第1項の許可の更新の申請は、様式第1号の2による指定（許可）更新申請書によるものとする。

（指定特定施設入居者生活介護の指定の変更申請の様式）

第2条の3 法第70条の3第1項の規定による指定の変更の申請は、様式第1号の3による指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書によるものとする。

（指定居宅サービス事業者等の特例に係る別段の申出の様式）

第3条 法第71条第1項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）、法第72条第1項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）、法第72条の2第1項ただし書又は法第115条の2の2第1項ただし書の申出は、様式第2号による申出書によるものとする。

（変更等の届出の様式）

第4条 法第75条第1項、第89条、第99条第1項、第113条第1項若しくは第115条の5第1項又は旧法第111条の規定による変更の届出は、様式第3号による変更届出書によるものとする。

2 法第75条第1項、第99条第1項、第113条第1項若しくは第115条の5第1項の規定による再開の届出又は法第75条第2項、第99条第2項、第113条第2項若しくは第115条の5第2項の規定による廃止若しくは休止の届出は、様式第4号による廃止（休止、再開）届出書によるものとする。

（指定の辞退の様式）

第5条 法第91条又は旧法第113条の規定による指定の辞退は、様式第5号による指定辞退届出書によるものとする。

(変更許可の申請の様式)

第6条 法第94条第2項又は第107条第2項の規定による変更の許可の申請は、様式第6号による開設許可事項変更許可申請書によるものとする。

(管理者の承認の申請の様式)

第7条 法第95条第1項若しくは第2項又は第109条第1項若しくは第2項の承認の申請は、様式第7号による管理者承認申請書によるものとする。

(広告許可の申請の様式)

第8条 法第98条第1項第4号又は第112条第1項第4号の規定による広告許可の申請は、様式第8号による広告事項許可申請書によるものとする。

(指定介護療養型医療施設の指定の変更申請の様式)

第9条 旧法第108条第1項の規定による指定の変更の申請は、様式第9号による指定介護療養型医療施設指定変更申請書によるものとする。

(業務管理体制の整備等の届出の様式)

第10条 法第115条の32第2項の規定による届出又は法第115条の32第4項の規定による区分の変更の届出は、様式第10号による業務管理体制に係る届出書（整備、区分の変更）によるものとする。

2 法第115条の32第3項の規定による届出事項の変更の届出は、様式第11号による業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）によるものとする。

(委任)

第11条 (略)

(業務管理体制の整備等の届出の様式)

第2条 法第115条の32第2項の規定による届出又は同条第4項の規定による区分の変更の届出は、様式第1号による業務管理体制に係る届出書（整備、区分の変更）によるものとする。

2 法第115条の32第3項の規定による届出事項の変更の届出は、様式第2号による業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）によるものとする。

(委任)

第3条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号から様式第9号までを削る。

様式第10号中「第10条」を「第2条」に、同様式備考11中「様式第11号」を「様式第2号」に改め、同様

式を様式第1号とする。

様式第11号中「第10条」を「第2条」に改め、同様式を様式第2号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式第10号及び様式第11号により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。